

2006/7/6

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」(第6回)

## 『地域防災協定について』

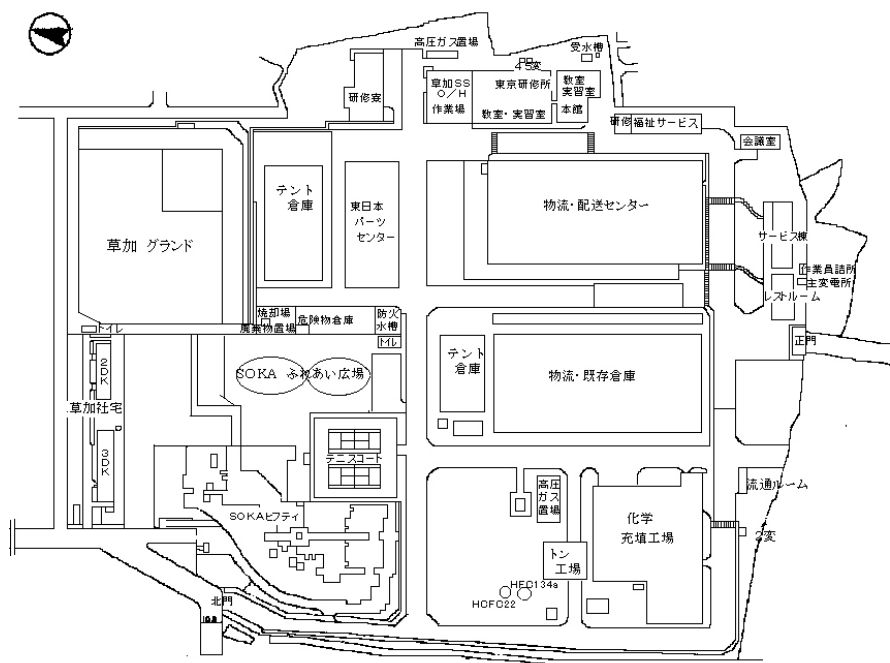
ダイキン工業草加事業所、地域5町会及び草加市による  
3者協定の紹介

ダイキン工業株式会社  
シニアスキルスペシャリスト 中浜慶和

## ダイキン工業 草加事業所概要

- 所在地 埼玉県草加市松江 2 丁目 15- 1
- 開 設 1 9 6 5 (昭和 40 年)9 月 8 日
- 面 積 敷地面積 9 7 , 8 1 5 m<sup>2</sup>  
建築面積 2 4 , 2 1 9 m<sup>2</sup> (延床面積 4 6 , 6 1 3 m<sup>2</sup>)
- 組 織 東京支社 草加事業所      ダイキンファシリティーズ(株)  
物流本部 東京業務部      ダイキンパワーテクノス東日本(株)  
研 修 部 東京研修所      ザウア-ダイソンフォス・ダイソン(株)  
サービス本部 東日本サービス部      オーケー器材(株)  
化学事業部 製造企画部      ダイキン福祉サービス(株)  
油機事業部 テクノパワー商品部      総員数 2 0 0 名

## ダイキン工業 草加事業所配置図



# 近隣 5 町会の位置(4050世帯)

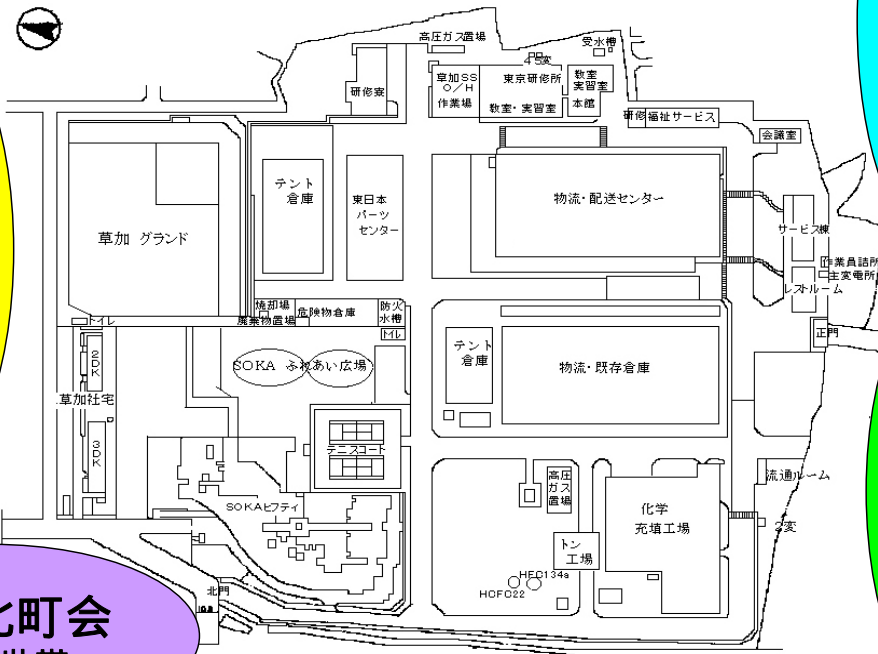
弁天町会 1990世帯

100世帯  
松江自治会

1200世帯  
中根町会

松江北町会  
550世帯

300世帯  
松江中央町会



## 長期にわたる地域町会との関係

- 1965年 事業所開設時点からの地域とのかかわり
- 1980年 第1回盆踊り大会開催 欠かさず実施
- 1985年前後 再三の豪雨、台風による増水・浸水
- 今日まで 地域の防災・環境整備を地域ぐるみで整備
- 2000年7月 地域防災協定を締結  
『災害時及び平常時における防災まちづくり』



全土方に林を移す時、一瞬、空を這うように見える  
(現在の物流通り沿の空)

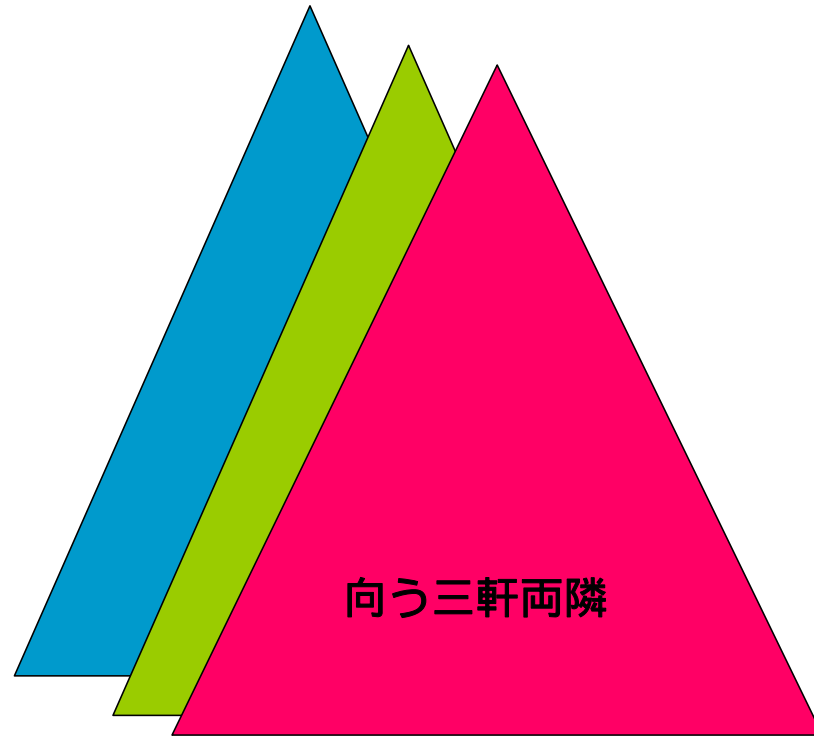


開設当時の周辺

地域とのかかわり      人と人のふれあい・長いおつき合い

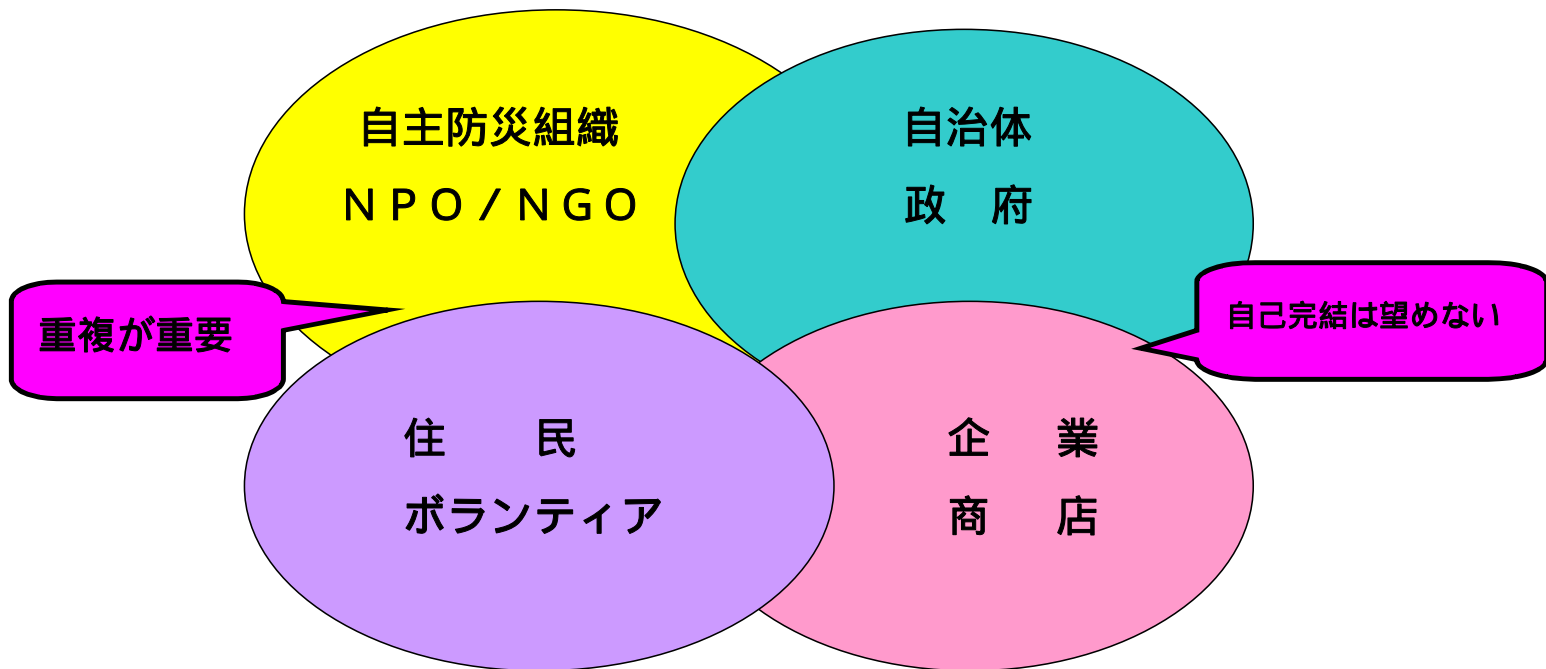


行政からの支援が届くまで  
地域社会を支援する、最初の一步



## 防災協定の意義

- 企業市民としての務め
- 地域社会との共助精神を重視
- 広域災害は行政、地域住民、企業の3者による協調が基本



## 協定書の重要性

- 非常事態という危機認識
- パニック防止を念頭
- 地域の安全・保安確保
- 共助意識の共有化
- 限界と支援の明確化と明示
- 希薄化の防止



## 具体的支援内容

- グラウンドの開放（約 10,000 m<sup>2</sup>）  
町会：一時避難場所/救援活動拠点  
行政：ヘリコプターの離着陸拠点/救援活動拠点
- 重機等(運搬用フォークリフト)の資機材の提供  
通路(道路)の確保/救命支援/崩壊家屋の瓦礫撤去
- 備蓄倉庫設置  
備蓄倉庫設置場所の提供/鍵管理
- その他施設の活用  
グラウンド内トイレ/水道等の施設・設備等
- 支援協定日数：事由発生後 3 日間(以降は 3 者協議)

## 提 供 施 設

グラウンド全景



社宅前広場



備蓄倉庫



炊き出し(バーベキュー広場)



## 災害時における応急活動及び平素における

### 防災まちづくりの協力に関する協定書

ダイキン工業株式会社東京支社(以下「甲」という。)、草加市(以下「乙」という。 )及び中根町会、弁天町町会、松江自治会、松江中央町会並びに松江弁天町会(以下「丙」という。 )は、災害時における応急活動及び平時における防災まちづくりの協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### ( 総則 )

第 1 条 この協定は、災害対策基本法第 7 条第 2 項の規定に基づき、及び草加市地域防災計画地震対策編における「災害時において、企業は地域に貢献する。」ことを基本理念とし、乙及び丙が行う災害時応急活動及び平素からの防災まちづくりに対する甲の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### ( 協力の内容 )

第 2 条 災害時及び平素において、甲は乙及び丙に対し、甲が所有し、かつ甲の業務に支障のない範囲において、別表に掲げる協力を行うものとする。ただし、別表に掲げる協力内容については、その都度甲、乙及び丙の 7 者間において協議のうえ変更することができる。

#### ( 費用 )

第 3 条 前条に基づく協力に関する費用は、無償とする。ただし、特別な場合は、甲、乙及び 7 者間において協議のうえ、乙は、甲による乙及び丙への協力に要する費用を負担するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成12年7月26日から平成13年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙及び丙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし以降もこの例によるものとする。

（原状回復）

第5条 乙及び丙は、本協定に基づき甲から土地及び施設・設備について提供を受け、協定の期間又は提供の協力期間が満了したとき、又は提供の協力を受ける必要がなくなったときは、当該土地及び施設・設備を速やかに原状に復して甲に返還しなければならない。

（協定の解除）

第6条 甲は、協力することが困難になる事由が生じた場合は、乙及び丙に事前に事前通知のうえ、本協定を解除することができる。

（協議）

第7条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙の7者間において協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書7通を作成し、甲、乙及び丙は記入押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 12 年 7 月 26 日

|   |                |        |
|---|----------------|--------|
| 甲 | ダイキン工業株式会社東京支社 |        |
|   | 専務取締役 東京支社長    | 水野 哲   |
| 乙 | 草加市            |        |
|   | 草加市長           | 小澤 博   |
| 丙 | 中根町会           |        |
|   | 会長             | 田川 清   |
|   | 弁天町町会          |        |
|   | 会長             | 鈴木 一郎  |
|   | 松江自治会          |        |
|   | 会長             | 北野 晃   |
|   | 松江中央町会         |        |
|   | 会長             | 石川 安五郎 |
|   | 松江弁天町会         |        |
|   | 会長             | 上手 一雄  |

別表(第二条関係)

|     | 協力の内容                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害時 | <p>災害発生時において、甲が乙及び丙に対し協力する内容の範囲は次のとおりとする。ただし、協力期間については各事項とも3日以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難場所として、甲所有の草加事業所のグラウンドの提供</li> <li>2 救出・救助に活用できる重機等の資機材の提供</li> <li>3 ヘリコプター緊急離着陸場所の提供</li> <li>4 その他、甲の意思において提供又は協力が可能なもの</li> </ol> |
| 平 素 | <p>平素において、甲が乙及び丙に対し協力する内容の範囲は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災訓練の協力又は協同</li> <li>2 防災備蓄倉庫設置場所の提供</li> </ol> <p>ただし、平素の管理は、乙及び丙が行うものとする。</p>                                                                                     |

## 今後の課題

- 合同防災訓練(紙上訓練も可)  
5 町会、草加市、消防署、ダイキン工業
- 初期対応のシュミレーション  
最大の危機/パニック防止/人的ネットワークの構築  
町会被災者の自治運営体制/協定以外の支援対応
- 支援内容の改善・充実  
太陽光発電装置の電力供給  
事業所隣接社宅の一時提供  
輸送車輛の提供  
炊き出し(屋外バーベキューコーナ)  
3 者連携の強化

## 今後の検討課題例



## 太陽光発電装置の提供



## 諸施設の提供（社宅の空室及び物流施設等）

## 【まとめ】

### 1 . 地域防災協定締結の促進が急務。

大地震による広域災害は数分のうちに一気に出現するため、混乱の中での迅速な応急対応が求められる(パニック防止)。

広域災害発生時においては、その初期、被災地域内における被災者相互による自主的な支援救援活動が不可欠である(共助・協助)。

企業はその保有する「力」において地域一般住民よりまさるものがあり、被災住民からの支援要請は必須である。

企業は地域社会の一員として認知された存在であるため、地域災害に対して強い関心を持ち、発生時における地域支援活動を行なう務めを有する。

広域被災地の行政機関も被災者であり、末端地域への支援実行にいたるまで、企業による地域応急支援を希求している。

地域防災協定締結により、協定精神と支援内容が持続恒久的なものとして保持されることになる。  
地域防災協定を通じて、安全、安心なまちづくり、並びに地域における企業への認知向上につながる。

## 2. 実効性がある協定内容が求められる。

支援内容は、被災の中にあっても実行可能なものとする。

協定は地域緊急対応であるため、企業に隣接する地域に限定される(向う三軒両隣)。

地域代表は地域を把握している自治会、町内会が望ましい。

地域協定であるため、管轄行政との連携が不可欠である(3者協定)。

支援の主体、支援対象者、支援内容(支援の限界\*を含む)の明確化と開示により、混乱の減少化、適切な支援の迅速化を図る。限界\*例：プラント施設、高圧・危険物・重量機材等を有する企業は、安全確認に到るまで、避難者の施設内受け入れ禁止(制限)。

被災者の施設一時受け入れ期間は3日間とする。企業は事業の迅速な再開が求められ、施設の長期提供は支援能力を超える場合がある。従って、当初は行政機関による応急態勢が整うとされる3日間とし、その後は3者協議による支援可能で柔軟な対応を図る。

支援の流れが一方的になることはない、相互補完の流れとなる。

地域住民への協定内容の周知を図ることが肝要である。

平時に適時協議の場を持ち、支援内容の充実を図る。

平時から地域関係者間のリーダー、代表者の相互認知、交流が求められる。

以上